

デジタル庁業務継続計画

令和3年9月

(令和6年3月一部改定)

デジタル庁

目次

第1章 本計画の目的等

- 1 業務継続計画とは
- 2 背景
- 3 目的
- 4 基本方針
- 5 トップマネジメント
- 6 推進体制

第2章 非常事態及び被害等の想定

- 1 非常事態の想定
 - (1) 想定する首都直下地震の種類
 - (2) 都心南部直下地震の概要等
- 2 被害等の想定

第3章 非常時優先業務等

- 1 非常時優先業務等の選定
- 2 デジタル庁における非常時優先業務等の概要

第4章 業務継続のための備え

- 1 執行体制の確立
 - (1) 体制
 - ① 防災対策チームの設置
 - ② デジタル庁災害情報連絡室の設置
 - ③ デジタル庁災害対策本部の設置
 - ④ 職務の代行等
 - (2) 要員
 - ① 参集・登庁可能職員
 - ② 優先業務要員の指定
 - ③ 応援要員の指定
 - ④ 優先業務要員及び応援要員に係る情報の管理
 - (3) 計画発動の適用基準
 - (4) 通常体制への復帰
 - ① 通常体制復帰の判断
 - ② 復帰情報の周知

3 執務環境の確保

- (1) 庁舎
- (2) 電力
- (3) 通信設備
- (4) 情報システム
- (5) 飲料水・食料
- (6) トイレ
- (7) 毛布
- (8) 医薬品・救助用資機材
- (9) 被災に備えた各職員による備蓄の推奨
- (10) 廃棄物の処理

第5章 非常事態発生直後の対応

- 1 安全の確保
- 2 負傷者・急病人の救護
- 3 安否の確認
- 4 帰宅困難者等への対応
 - (1) 庁舎外の帰宅困難者等
 - (2) 庁舎内の来訪者のうち帰宅困難なもの
- 5 広報
- 6 非常事態発災時の記録

第6章 非常事態発生時における業務執行の確保

- 1 職員
 - (1) 勤務時間外に災害情報連絡室又はデジタル庁災害対策本部が設置された場合
 - (2) 勤務時間中にデジタル庁災害情報連絡室又はデジタル庁災害対策本部が設置された場合
- 2 庁舎
- 3 電力
- 4 情報通信

第7章 訓練・教育及び継続的改善

- 1 訓練
 - (1) 目的
 - (2) 基本方針
 - (3) 訓練の種類
 - (4) 訓練記録の作成と分析

2 教育

3 継続的改善

(1) 省内における対応

(2) 関係機関との協力

第8章 代替庁舎

1 代替庁舎の確保

2 代替庁舎への移転等

別紙 業務影響分析及び業務プロセス分析の概要

第1章 本計画の目的等

1 業務継続計画とは

中央省庁は、大規模災害等の非常事態の発生によってその施設等に被害が発生し、あるいは、利用しているライフライン施設が被災した場合においても、中断すれば社会的に重大な影響を与えるおそれのある重要な業務については、継続する必要がある。

そのため、あらかじめ、非常事態発生時において優先的に遂行する必要がある業務を選定した上で、非常事態が発生した場合には、人員、物資、ライフライン等利用可能な資源が大幅に制約された状況下においても当該業務の遂行のために必要な資源を優先的に確保できる体制を整備しておく必要がある。

このような業務の選定、資源の確保等について計画として定めたものが「業務継続計画」である。

2 背景

首都地域には、人口が集中し、政治、行政、経済等に関する中枢機能が極めて高度に集積し、建築物やライフライン施設も密集している。このような首都地域において、その直下を震源地とする大規模地震（以下「首都直下地震」という。）が発生した場合には、甚大な被害の発生が予想される。

そのため、政府は、首都直下地震が発生した場合の対策として、中央省庁において業務継続計画を策定することとし、平成19年6月に、内閣府において「中央省庁等業務継続ガイドライン 第1版 ～首都直下地震への対応を中心として～」が策定されたことから、今般のデジタル庁の設置に伴い、デジタル庁を対象に、最初に想定する非常事態として首都直下地震を採り上げて、デジタル庁業務継続計画（以下「本計画」という。）を策定することとする。

なお、今後、政府全体の方針等を踏まえ、必要に応じ見直しを行うこととする。

3 目的

デジタル庁は、国の行政機関として、デジタル庁設置法（令和3年法律第36号）第4条に掲げられた所掌事務を適切に遂行する責務を負っており、非常事態の発生によってデジタル庁の施設等に被害が発生し、あるいは、利用しているライフライン施設が被災した場合においても、

- ① 災害応急対策等の非常事態への対応業務（以下「非常事態対応業務」という。）
- ② 非常事態対応業務以外の業務のうち、中断、遅滞等による国民生活や経済活動等社会への影響が大きい重要な業務（以下「重要一般業務」という。）については、非常時において優先的に遂行を確保すべき業務（以下「非常時優先業務」という。）若しくは非常時優先業務を遂行するために必要な組織管理、庁舎管理等の事務（以下「管理事務」という。）として位置付ける必要がある。

本計画は、デジタル庁の施設所在地域において非常事態が発生した場合において、デジタル庁における非常時優先業務及び管理事務（以下「非常時優先業務等」という。）の遂行の確

保のための措置その他の必要な事項を定めることを目的とする。

4 基本方針

本計画における基本方針として、3に掲げた目的を達成するため、非常事態が発生した場合において、

- ① 非常事態対応業務の迅速・的確な遂行に万全を期し、被害の軽減及び迅速な復旧を図ること
 - ② 重要一般業務の円滑な遂行を確保し、社会的な影響を最小限にとどめること
 - ③ 職員、来庁者、帰宅困難者等の安全を確保すること
- を目指すこととする。

5 トップマネジメント

組織全体にわたる最適化の検討や調整を円滑に実施するためには幹部職員及び管理職員によるトップマネジメントの確立が不可欠であり、また、実際に業務継続計画を発動する場合にも、各グループ等の幹部職員及び管理職員の強いリーダーシップが必要となることから、業務継続に係る取組を進めるために、デジタル庁非常災害対策本部や防災対策チームなどを立ち上げ、幹部職員及び管理職員並びに非常時優先業務に関係する全職員が一体となって業務継続を図ることとする。

6 推進体制

デジタル庁における業務継続計画の推進を図るため、非常事態発生への備え、平時から具体的対応を検討する体制を整備するものとする。

第2章 非常事態及び被害等の想定

1 非常事態の想定

(1) 想定する首都直下地震の種類

本計画においては、前述のとおり、最初に想定する非常事態として首都直下地震をとり上げることにする。

具体的には、首都直下地震のうち、「都心南部直下地震」を想定することとする。

(注)「都心南部直下地震」は、「首都直下地震の被害想定と対策について（最終報告）（平成25年12月中央防災会議首都直下地震対策検討ワーキンググループ）」において、切迫性が高いマグニチュード7クラスであること、被害が大きく首都中枢機能への影響が大きいと考えられることから、防災・減災対策の対象とする地震とされている。なお、文部科学省地震調査研究推進本部地震調査委員会では、南関東地域でマグニチュード7クラスの地震が発生する確率は30年間で70パーセントと推定されている。

(2) 都心南部直下地震の概要等

都心南部直下地震の規模、発生時の条件等については、「首都直下地震の被害想定と対策について（最終報告）」を基に、次表のとおり想定することとする。

区分	想定内容
①震源地	都心南部直下（フィリピン海プレート内）
②マグニチュード及び震度	マグニチュード7.3。断層の直上付近で震度6強、その周辺のやや広域の範囲に6弱（地盤の悪いところでは一部で震度7）。
③季節・時刻	冬期・夕方（火気を使用する器具の利用が多い時期）
④気象条件	風速8m/秒（日最大風速よりもやや強めの風速）

2 被害等の想定

被害等の想定については、次のとおり、「首都直下地震の被害想定と対策について（最終報告）」における想定及び政府業務継続計画の第1章「4 被害想定」を用いることとする。

① 概要

区分	被害等
建物被害	全壊・火災焼失：約61万棟
死者	約2万3千人
避難者	約300万人（発災後1日時点）
帰宅困難者	約800万人（当日）

② ライフライン施設等

区分	一般的被害等 (発災直後)	中央官庁街における被害等
電力	停電約 1220 万軒	停電は 1 週間継続する。
ガス	供給停止約 159 万軒	供給停止は 1 週間継続する。
情報通信	固定電話不通約 469 万回線携帯電話停波 基地局率約 4 % (発災 1 日後は約 46%)	商用電話回線の不通は 1 週間継続する。
上水道	断水人口約 1444 万人	断水は 1 週間継続する。
下水道	機能支障人口約 150 万人	断水は 1 週間継続し、下水道の利用支障は 1 か 月継続する。

③ 公共交通機関

地下鉄の運行停止は 1 週間、JR 及び私鉄（地下鉄を除く。）の運行停止は 1 か月継続し、主要道路の啓開までには 1 週間を要する。

また、都心環状六号線から八号線までの間をはじめとして、木造住宅密集市街地が広域的に連たんしている地区を中心に、大規模な延焼火災に至ることが想定されるため、発災後およそ 3 日間は、都心環状七号線の外側地域と都心部の間の通行は著しく困難となる。

第3章 非常時優先業務等

1 非常時優先業務等の選定

非常時優先業務等の選定に当たっては、デジタル庁の各業務について、ガイドラインに従って、当該業務の中断、遅延等が発生した場合における「社会に与える影響の重大性」、「どの時点までにどのような対応が必要とされるか」等について業務影響分析を行い、その結果を踏まえて、該当する業務を抽出することとする。

上記により選定した各業務について、業務プロセス分析を行い、発災後開始すべき時間ごと（1時間以内、3時間以内、12時間以内、1日以内、3日以内、1週間以内）に、業務概要、要する人数を精査する。

業務影響分析及び業務プロセス分析の概要については、別紙に記載のとおりである。

2 デジタル庁における非常時優先業務等の概要

1により選定した非常時優先業務及び管理業務の概要については、下表とする。ただし、これらの業務の具体的な内容については、非常事態の内容や発災時の体制等に左右される点に留意する必要がある。

① 非常時優先業務

政府業務継続計画上の分類	非常時優先業務の概要
内閣機能	災害対応取りまとめ
	政府の情報システムの運用確保
被災地域の対応	地方公共団体等との連携・機能確保
	地方公共団体の制度に関する企画立案、照会等対応
	デジタル庁が整備・運用するシステム（以下、「デジタル庁システム」という。）のうち、地方公共団体における業務の遂行に不可欠な情報システムの運用確保
金融・経済の安定	デジタル庁システムのうち、金融・経済の安定に不可欠な情報システムの運用確保
国民の生活基盤の維持	デジタル庁システムのうち、国民の生活基盤の維持に不可欠な情報システムの運用確保
防衛及び公共の安全と秩序の維持	デジタル庁システムのうち、防衛及び公共の安全と秩序の維持に不可欠な情報システムの運用確保
外交関係の処理	デジタル社会形成関係国際機関や各国からの支援対応

② 管理業務

業務名	業務の概要
庁舎管理	紀尾井町庁舎の構造体の点検、基幹設備の応急処置、帰宅困難者への対応等
	自家発電設備への切り替え、及び燃料供給確保への対応等
通信手段の復旧	庁内通信手段の障害の有無の確認や障害発生時の応急処置の対応等
契約・支払い	緊急的な契約事務や社会的影響を及ぼす支払に係る対応
職員等安否確認	職員とその家族の安否確認
公印管理	内閣総理大臣等の官印及び庁印の保管
職員派遣人員調整	非常時優先業務等を実施する職員のあっせん等の調整
広報	報道機関やデジタル庁ホームページへの災害情報の広報対応等

第4章 業務継続のための備え

1 執行体制の確立

(1) 体制

① 防災対策チームの設置

非常事態発生に備え、平時から具体的対応を検討し、庁内の横断的調整を行う防災対策チームを設置する。同チームは、参事官（総務担当）を中心として構成する。

なお、発災時には、同チームが関係グループ等の協力を得てデジタル庁災害情報連絡室及びデジタル庁非常災害対策本部の運営の中核としての機能を果たすものとする。

② デジタル庁災害情報連絡室の設置

災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、参事官（総務担当）が当該災害に関する情報収集活動及び連絡活動を行う必要があると認める場合、職員の安否又はシステム稼働状況の確認を迅速に行うため、デジタル庁災害情報連絡室を設置する。

③ デジタル庁災害対策本部の設置

内閣府（防災）において非常災害対策本部若しくは緊急対策本部が設置された場合又はデジタル大臣が特に必要と認めた場合、デジタル庁としての対処方針の決定を迅速に行うため、大臣、副大臣、大臣政務官及び幹部職員からなるデジタル庁災害対策本部を速やかに設置する。

④ 職務の代行等

発災時に、内閣総理大臣等又はデジタル大臣に事故のあるとき、又は欠けたときは、内閣法（昭和22年法律第5号）第9条及び第10条の規定に基づき、その予め指定する国務大臣が、内閣総理大臣の職務を行い、若しくは内閣総理大臣又はその指定する国務大臣が、デジタル大臣の職務を行うほか、発災時に内閣総理大臣、デジタル大臣、デジタル副大臣又はデジタル大臣政務官が不在である場合には、法令又は別に定めるところにより、当該定められた者がその職務を代行する。デジタル監が不在である場合には、下表のとおり職務を代行する。

順位	役職
第一順位	デジタル審議官
第二順位	統括官（戦略・組織担当）
第三順位	統括官（戦略・組織担当）付審議官

各グループ（デジタル庁組織令（令和3年政令第192号）第1条に規定する統括官を長とする組織の単位をいう。）等においては、非常時優先業務等が円滑かつ的確に遂行されるよう、各統括官及び参事官に事故等のある場合の代理者をあらかじめ定めておくものとする。これらの者に事故等がある場合の代理者に関する標準は、下表のとおりである。

被代理者	各統括官（非常時優先業務を担当する統括官に限る。）	各参事官（非常時優先業務を担当する参事官に限る。）
代理者（第一順位）	各統括官付審議官	各参事官付企画官
代理者（第二順位）	各統括官付参事官	各参事官付参事官補佐

代理者（第三順位）	各参事官付企画官	各参事官付主査
-----------	----------	---------

（２）要員

① 参集・登庁可能職員

非常事態発生時における参集・登庁可能職員については、内閣府の定める方法による中央省庁職員参集予測調査（以下「中央省庁参集予測調査」という。）に基づいて算定・集計し、別に取りまとめることとする。

② 優先業務要員の指定

各グループ等は、当該グループ等が所掌する非常時優先業務等について、非常事態発生後に当該業務を継続して遂行するために必要とされる要員（以下「優先業務要員」という。）について、あらかじめ指定するものとする。

この場合において、優先業務要員の指定については、中央省庁職員参集予測調査に基づいて各担当等において算定した参集・登庁可能職員の中から行うことを基本とする。

③ 応援要員の指定

参集した優先業務要員だけでは必要人員が確保できない場合に備え、また、優先業務要員の交替要員を確保するため、各担当等は、非常時優先業務等に係る応援要員をあらかじめ指定しておくものとする。この場合において、当該担当等の職員のみでは応援要員が確保できないおそれがあるときは、当該担当等が属する各グループ等において、他の担当等から人員を確保するための措置を講じることも検討するものとする。特に、発災後１時間以内及び３時間以内に開始すべき業務については、必要要員数を確保するよう、各グループ等内の担当横断的に応援要員を指定するよう努める。

なお、各グループ等においては、応援要員である職員に対しては、応援に入る可能性のある非常時優先業務等の内容等について、平時から業務内容及び手順の説明等を必要に応じ行っておくものとする。

④ 優先業務要員及び応援要員に係る情報の管理

優先業務要員及び応援要員の氏名、担当する非常時優先業務等の情報については、各グループ等において最新のものに更新の上、適切に管理を行うとともに、所定の様式により、参事官（総務担当）に報告するものとする。

（３）計画発動の適用基準

デジタル庁災害対策本部又はデジタル庁災害情報連絡室の設置基準に準ずる。

（４）通常体制への復帰

① 通常体制復帰の判断

デジタル庁災害情報連絡室又はデジタル庁災害対策本部は、非常時の体制から通常体制への復帰が相当であると判断したときは、非常時優先業務等の管理者に対してその旨の指示を行うものとする。このとき、必要に応じ、幹部の職務代行措置を講じていた場合は、その解除に関する連絡も併せて行うものとする。

② 復帰情報の周知

非常時優先業務等の管理者は、通常体制への復帰の指示を受けたときは、所定の手段に

よって自宅待機職員等へその旨の周知を行い、迅速かつ円滑な通常体制への復帰に努めるものとする。

2 執務環境の確保

(1) 庁舎

- ① 首都直下地震発生後の紀尾井町庁舎について、次のとおり想定することとする。
紀尾井町庁舎については、防災センターからの連絡及び職員による自己点検により安全が確認され、また、散乱した物の片付け等が終了すれば、執務が可能となる。
- ② 庁舎内については、什器の固定、避難経路の確認等の措置を講ずるものとする。
- ③ 発災後は、エレベーターが自動停止し、エレベーターの各メーカーの点検等による安全確認が行われるまでは使用不可能となる。

(2) 電力

- ① 庁舎内においては、商用電源の供給が再開されるまでの間、非常用発電設備を使用することにより、10VA/m²の電気容量を72時間供給可能となるが、使用できる照明は1/4程度となる。
- ② 災害発生後72時間以降についても、中圧ガス導管からの都市ガスの供給が続く限り、電気の供給が可能となる。

(3) 通信設備

一般電話及び携帯電話（通話）は、発災後1週間は、ふくそう・停電等によりほとんどつながらないが、災害時優先電話の発信、中央防災無線電話、携帯電話（電子メール）等の通信機器は、使用可能と想定する。なお、紀尾井町庁舎の内線電話同士の通話（固定電話）については、非常用電源につながっているため、停電時においても使用可能である。

(4) 情報システム

ガバメントソリューションサービス（デジタル庁における庁内LANシステム）においては、商用電源及び商用電話回線が復旧されるまでの1週間程度の間も、バックアップ回線のモバイル化によりインターネットは維持されており、クラウドサービスへの接続は可能である。

また、クラウドサービスにより保存されるデータは、同時被災しない関係を持つ異なるリージョン間で二重化することにより可用性を確保している。

(5) 飲料水・食料

飲料水は、発災後1週間は水道が使用できないと想定する。また、勤務時間内の発災の場合は、一斉帰宅抑制のため、一定期間を庁舎内で待機することが必要となる場合がある。

このため、優先業務要員の1週間分程度、その他の職員及び来庁者（職員数の1割程度）の3日間分程度の飲料水・食料を備蓄している。

(6) トイレ

トイレは、庁舎外からの上水道の受水及び庁舎外への下水道の排水の停止があった場合でも、紀尾井町庁舎の中水を利用することにより、一定期間トイレを利用することが可能

である。

また、紀尾井町庁舎出入口付近に仮設の非常用トイレを設置する備蓄品を確保している。

(7) 毛布

勤務時間内の発災の場合は、一斉帰宅抑制のため、一定期間を庁舎内で待機することが必要となる場合がある。

このため、職員分及び来庁者分（職員数の1割程度）の毛布等を備蓄している。

(8) 医薬品・救助用資機材

負傷者・急病人等が発生した場合に備え、医薬品のほか、バール、ジャッキ、担架等の救助用資機材を備蓄している。

なお、勤務時間内の発災の場合は、一斉帰宅抑制のため、一定期間を庁舎内で待機することが必要となる場合があることから、各職員においては、非常事態の発生時に入手が困難となる持病の常備薬等について、最低3日間分程度常備するものとする

(9) 被災に備えた各職員による備蓄の推奨

被災に備えて、各職員が必要なものを各自で用意しておくことを推奨する。特に、長時間歩くための靴（スニーカーなど）、体温調節ができるための衣服、カイロを持ち合わせておくことを推奨する。また、備蓄食料にはアレルギー対応食も含まれているが、必ずしも全てのアレルギー体質の職員に対応できるものとはなっていないため、必要に応じて各自で非常食を備えておくことを推奨する。

(10) 廃棄物の処理

委託業者による廃棄物処理が直ちに実施できない可能性があることから、廃棄物の保管場所の確保や運搬方法等、衛生環境への配慮を行う。

第5章 非常事態発生直後の対応

1 安全の確保

非常事態の発生時には、何よりもまず、職員及び来訪者等の安全を確保する必要がある。

地震の場合は、転倒しそうな物品や熱湯の入ったポット等に近寄らない、落下物の危険を避けるため机の下に身をかがめる等、自らの安全確保を図るものとする。

なお、地震発生直後は、むやみに庁舎外に出ないように、また、避難誘導等がある場合はそれに従い行動するよう留意するものとする。

2 負傷者・急病人の救護

庁舎内で負傷者・急病人が発生した場合には、速やかに救命措置や応急手当を行う等救護に当たるとともに、緊急に医師の診察が必要な者については、救急車の出動要請や、医療機関への搬送を行うものとする。

3 安否の確認

非常事態が発生した場合には、まず、職員及び家族等の安否の確認を行うものとする。

各職員は、在勤官署の庁舎外で非常事態の発生に遭遇した場合は、安否確認サービス等により、速やかに自己及び家族に係る安否情報を報告するものとする。また、各グループ等の安否確認担当者は、同システムの管理者権限により、職員の安否等を把握するとともに、連絡のない職員については、利用可能な通信手段により、安否の確認を行うものとする。

担務リーダーについては、職員管理の一貫として必要に応じて安否確認を受けられるように担務内で連絡手段を備えておくものとする。

庁舎内で非常事態に遭った場合は、利用可能な通信手段により家族等に係る安否確認を行い、速やかに同システムにより報告するものとする。

年末年始又はゴールデンウィーク等の大型連休時にデジタル庁災害情報連絡室又はデジタル庁災害対策本部が設置された場合において、安否確認サービスが自動で送信されない非常事態であった時は、各グループ等の安否確認担当者が手動で安否確認メールを発出し、職員及び家族に係る安否情報を確認するとともに、連絡のない職員については、利用可能な通信手段により、安否の確認を行うものとする。

担務リーダーについては、職員管理の一貫として必要に応じて安否確認を受けられるように担務内で連絡手段を備えておくものとする。

なお、何らかの理由により、安否確認サービス等による報告をすることができない職員については、利用可能な通信手段により、上司等に対して自己及び家族に係る安否情報を報告するものとする。

4 帰宅困難者等への対応

(1) 庁舎外の帰宅困難者等

首都直下地震の被害想定と対策について（最終報告）によると、東京都における帰宅困

難者数は約 380 万人～約 490 万人と想定されており、また、首都直下地震帰宅困難者等対策協議会最終報告（平成 24 年 9 月 10 日）によると、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災の影響により、首都圏において約 515 万人（内閣府推計）に及ぶ帰宅困難者が発生したと報告されている。

地震発生直後には、帰宅困難者や、帰宅途上の者が庁舎に大量に押し寄せる可能性もあることから、非常時優先業務等の遂行に支障が発生することのないよう、政府全体の方針を踏まえ、検討する。

なお、帰宅困難者等のうち、自力での移動が困難な負傷者・急病人については、非常時優先業務等の遂行に支障が出ないように配慮しつつ、2 に準じて、救命措置・応急手当、医療機関への搬送等を行う。

また、帰宅困難者等に対して、むやみに移動を開始しないための情報、帰宅困難者の安全確保・危険回避のための情報及び帰宅困難者の安全な帰宅のための情報について、貼り紙等の方法により情報提供に努めるものとする。

(2) 庁舎内の来訪者のうち帰宅困難なもの

発災時に庁舎を来訪していた者については、帰宅困難者等の大量発生による混乱や事故等を防止するための一斉帰宅抑制が促されていることを踏まえ、最大 3 日間程度待機することが望ましいことから、一時滞在を希望する者については、非常時優先業務等の遂行に支障が出ないように、一時滞在现场（紀尾井町庁舎内の会議室）に誘導するものとする。

5 広報

非常事態の発生時においては、流言、飛語等による社会的混乱を防止し、被災住民等の適切な判断と行動を助けるため、正確な情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。

デジタル庁の所掌事務に係る非常事態への対応状況等について適切な広報活動を行うため、非常事態の発生後速やかに、報道発表及び情報提供が可能な体制を整えとともに、デジタル庁ホームページ及びソーシャルメディア等の媒体を活用し、積極的な情報発信を行うものとする。

6 非常事態発災時の記録

デジタル庁災害情報連絡室又はデジタル庁災害対策本部が設置された場合は、本計画等改善の参考資料とするため、安否確認、非常時優先業務及び管理事務に係る対応について記録を残すものとする。

第6章 非常事態発生時における業務執行の確保

1 職員

職員は、非常事態発生時には、原則として次のとおり行動するものとする。

行動に当たっては、放送等による情報の入手、状況の把握及び安全の確認を十分に行うものとし、発災直後はむやみに移動せず、勤務時間内の発災の場合は庁舎内に、勤務時間外の発災の場合は自宅等にひとまずとどまった上で、道路・橋梁の混雑状況や通行禁止の状況等を踏まえ、安全に移動することが可能なことを十分に確認してから移動を開始するものとする。特に、本計画で想定している冬期・夕方の発災の場合には、発災直後は日没後であって、周囲の状況の把握が困難なことや、防寒対策を講じていないと夜間の移動は危険なことから、十分に注意するものとする。

(1) 勤務時間外に災害情報連絡室又はデジタル庁災害対策本部が設置された場合

各職員は、安否確認サービス等に速やかに応答し、自己及び家族に係る安否情報を報告するとともに、緊急時行動手順に従って対応を行うものとする。

① 優先業務要員

各グループ等においてあらかじめ定めるところにより、自動的かつ速やかに、徒歩を含めた利用可能な移動手段により登庁又はテレワーク（以下「登庁等」という。）により、非常時優先業務等に従事するものとする。ただし、自己又は家族等の治療が必要である、家族等を避難所に避難させる必要がある、近隣住民等の救助・救命活動が必要である等のやむを得ない事情により迅速に非常時優先業務等に従事することが困難な場合は、上司に当該事情について報告し、指示を受けるものとする。

当初は参集困難であった者が参集可能となったときは、速やかに上司に報告し、指示を受けるものとする。

② 応援要員

原則として自宅等で待機し、上司から指示があった場合には登庁等を行うものとする。

なお、上司は、在庁職員数が多くなれば備蓄食料・飲料、電力、トイレ等の基礎資源が不足するおそれがあること（以下「基礎資源上の制約」という。）にかんがみ、発災直後は、非常時優先業務を遂行するために必要最小限の応援職員に登庁を指示するにとどめるよう配慮し、その後の状況の変化に応じて、登庁等又は待機継続等の指示を行うものとする。

自宅等での待機の間は、連絡体制の確保に留意しつつ、自宅等周辺での救出・救助活動、避難者支援等に従事する。

③ 非常時優先業務担当管理者

安否確認サービス等の応答状況集計機能により、該当職員の安否を確認するとともに、優先業務要員及び応援要員の参集状況を把握し、要員が不足すると判断される場合は、応援要員に登庁又はテレワークを求めるものとする。

④ その他の職員

原則として、自宅等で待機するものとする。

なお、上司は、基礎資源上の制約にかんがみ、発災直後は自宅等で待機させることを原則とし、その後の状況の変化に応じて、登庁等又は待機継続等の指示を行うものとする。

自宅等での待機の間は、連絡体制の確保に留意しつつ、自宅等周辺での救出・救助活動、避難者支援等に従事する。

⑤ 優先業務要員が不足する場合

各グループ等において、第4章（業務継続のための備え）1. 執行体制の確立（2）要員に基づき指定した優先業務要員及び応援要員が登庁できない等の理由により要員に不足が生じる場合には、原則として当該グループ等内の他の職員に応援を求め要員を確保するものとする。ただし、当該グループ等内での要員の確保が極めて困難な場合には、参事官（総務担当）に対し応援要員の派遣を求め、それでもなお要員の確保が困難な場合には、参事官（総務担当）を通じて内閣府に対し要員のあつせんを求めるものとする。

(2) 勤務時間中にデジタル庁災害情報連絡室又はデジタル庁災害対策本部が設置された場合
各職員は、利用可能な通信手段により、速やかに、家族等の安否を確認するとともに、上司の指示を受けるものとする。

① 優先業務要員

非常時優先業務等に従事するものとする。職務のため外出中である優先業務要員については、自動的かつ速やかに、職場へ登庁等するものとする。

ただし、連絡がとれないため家族等の安否確認ができない場合や、連絡の結果緊急に帰宅して対処に当たる必要のあるやむを得ない事情があることが判明した場合には、安全の確保を前提に、上司の許可を受けて帰宅し、安否確認又は必要な対処を行うことができるものとする。帰宅後は、安否確認又は必要な対処を行うとともに、随時上司に状況を報告し、その指示を受けて、自宅で待機又は再登庁するものとする。

なお、上司は、退庁許可の際、応援要員の中から非常時優先業務等の遂行のための代替要員を確保するものとする。

② 応援要員

上司の指示を受けて、非常時優先業務等に従事し、又は庁舎内で待機するものとする。職務のため外出中である応援要員については、上司の指示を受けて、職場へ登庁し、又は一時滞在施設等で待機するものとする。

この場合、①のただし書及びなお書を準用する。

なお、上司は、当面応援の必要がないと判断した場合は、基礎資源上の制約にかんがみ、応援要員の退庁を許可することができるものとする。

庁舎内での待機の間は、非常時優先業務等に支障の生じない範囲において、安否が確認されていない職員やその家族の安否確認や庁内の復旧業務、庁舎内部及び周辺地域における救出・救助活動、避難者支援活動等に従事する。

③ 非常時優先業務担当管理者

該当職員の安否を確認するものとする。その際、職務のため外出中である優先業務職員について留意すること。

④ その他の職員

帰宅困難者等の大量発生による混乱や事故等を防止するための一斉帰宅抑制が促されていることを踏まえ、最大3日間程度、上司の指示を受けて、庁舎内で待機するものとする。職務のため外出中である職員についても、最大3日間程度、上司の指示を受けて、一時滞在施設等で待機するものとする。この場合、①のただし書を準用する。

庁舎内での待機の間は、非常時優先業務等に支障の生じない範囲において、安否が確認されていない職員やその家族の安否確認や庁内の復旧業務、庁舎内部及び周辺地域における救出・救助活動、避難者支援活動等に従事する。

2 庁舎

発災後、常駐している施設管理業者と共に、速やかに被害状況を点検し、避難の必要性及び庁舎利用上の注意点（水道・トイレの使用禁止等）について周知を行う。

紀尾井町庁舎の使用が困難となった場合においては、政府業務継続計画第2章第1節7に定める内閣府による庁舎のあっせんの求めその他必要な対応を行うものとする。

なお、デジタル庁における非常時優先業務等の遂行のための代替庁舎及び参集拠点の取扱いは次のとおり。

- (1) 紀尾井町庁舎が使用不能となった場合は、中央合同庁舎第2号館に移転することとする。
- (2) 政府の緊急災害対策本部が立川広域防災基地に設置される場合は、法務省国際法務総合センター〔国連アジア極東犯罪防止研修所〕に移転することとする。
- (3) 上記の建物の使用が困難となった場合においては、政府業務継続計画第2章第1節7に定める内閣府による庁舎のあっせんの求めその他必要な対応を行うものとする。

3 電力

非常事態の発生により電力会社からの供給が中断した場合には、供給が再開されるまでの間、非常用発電設備又は庁内に配備しているポータブル電源を使用して非常時優先業務等遂行のために必要な電力を確保するものとする。

その場合、非常用電源設備から電力供給が受けられるコンセントは数が限定されることから、非常時優先業務等のために必要な機器のみを使用することとし、優先度の低い機器を接続しないよう、また、優先度の高い機器も使用していないときは電源を切る等、非常用電源設備用の燃料を浪費することのないよう注意するものとする。

職員においては、非常用電源コンセントの位置の確認及び、当該コンセントに大電力機器が接続されていないか、また、ポータブル電源が充電されているかの確認を定期的実施するとともに、電力の法定点検日等の機会を捉え、電力供給ができないことを想定した防災訓練等を行う等し、電力の無い状態での業務執行への適応を図る。

4 情報通信

災害時優先電話等により通信を確保するものとする。その際、こちらからの発信が他の電話

よりも優先される機能を有している災害時優先電話を受信に使用して、発信のための利用を阻害することのないよう注意するものとする。

また、中央防災無線電話のほか、インターネット（メール・ウェブ会議）、携帯電話（メール）等を活用して、できる限り情報通信を確保するものとする。あわせて、テレワークによる非常時優先業務等の実施が可能な環境を確保するものとする。

なお、機器障害や通信障害については、委託保守事業者や電気通信事業者との連絡体制を強化し、早期の復旧を可能とするよう措置する。

第7章 訓練・教育及び継続的改善

1 訓練

(1) 目的

非常時における職員の即応力や計画の実効性の向上を図ることを目的とし、毎年1回以上必要な訓練を行うものとする。

なお、訓練の実施に当たっては、ガイドラインに定める各訓練の企画に際して考慮すべき観点を踏まえ、適切に評価・検証を行うものとする。

(2) 基本方針

次に掲げる事項に配慮の上、訓練を行うものとする。

- ① 非常時において最も重要な情報伝達網の実効性を確保すること。
- ② 非常時優先業務等担当者、各代替職員及びこれ以外の職員それぞれの非常時における適切な行動の実効性を確保すること。

(3) 訓練の種類

上記(2)の基本方針を踏まえた訓練は、以下の種類のものとし、その中からいずれか又は複数ものを複合させて行うことができるものとする。

- ① 安否等確認訓練
- ② 被害状況報告・集約訓練
- ③ 非常参集訓練
- ④ 災害対策本部設置・運営訓練
- ⑤ 自衛消防隊等との連携による防災訓練
- ⑥ 情報システム運用継続計画に基づく訓練
- ⑦ その他当庁の業務継続に必要な訓練

(4) 訓練記録の作成と分析

訓練を実施したときは、経過及び結果等について記録を作成し、本計画等改善の参考資料とするため、必要な分析を加えるものとする。

2 教育

非常事態が発生した場合において、非常時優先業務等を所管する各グループ等が当該業務を円滑に遂行するとともに、他のグループ等においても早期に必要な業務を開始していくためには、平素から、各グループ等が非常事態発生時に速やかに実施すべき業務と一時的に休止すべき業務を明確に認識しておくとともに、要員の確保体制等について確認しておく必要がある。また、各職員も、自らがとるべき行動について把握しておく必要がある。

そのため、本計画については、デジタル庁の全グループ等及び全職員に対して、十分周知を図るものとする。

人事異動等により体制の変更があった場合でも、本計画に携わる全ての職員において、前任者から後任者に対して適切に引継ぎを行い、組織的な対応力の低下の防止を図るものとする。

3 継続的改善

(1) 庁内における対応

本計画については、今後、デジタル庁における組織改正、業務内容の変更、施設・設備の変更や防災訓練等の機会をとらえて評価・検討を行い、課題を抽出した上で、参集時間、必要要員数、標準参集可能職員等について必要な改善を加えるとともに内容の充実化を図り、継続的に業務継続力の向上を目指すものとする。

また、今後のガイドラインの改定等の機会をとらえて、大規模水害等首都直下地震以外の非常事態に対する対応についても検討を行うものとする。

(2) 関係機関との協力

各グループ等においては、緊急事態において非常時優先業務等を円滑に実施するため、関係省庁、地方公共団体等との間で、必要な協力体制を構築するものとする。

第8章 代替庁舎

1 代替庁舎の確保

本庁舎が被災により使用できない場合の当庁の代替庁舎は、中央合同庁舎第2号館、法務省国際法務総合センター〔国連アジア極東犯罪防止研修所〕とする。ただし、各庁舎が被災により使用できず業務継続が困難な場合に備えて、東京圏外における代替庁舎の確保の必要性について、政府全体の動向を見ながら検討する。

2 代替庁舎への移転等

代替庁舎への移転については、本庁舎の被災状況のほか、政府における緊急災害対策本部の設置場所等を踏まえ、デジタル庁災害対策本部において決定するものとし、これらの会議体を設置又は緊急招集するいとまがないときは、戦略・組織グループ統括官が決定を行う。また、代替庁舎への移動手段、執務環境の確保及び代替庁舎に直接参集する職員の選定等について、首都直下地震発生時における各地域の建物倒壊の危険性等を踏まえながら、継続的に検討を行うものとする。

別紙 業務影響分析及び業務プロセス分析の概要

1 業務影響分析

(1) 業務影響分析の概要

業務影響分析は、具体的には、各業務について、「当該業務に係るある特定の行為を完了させる」、「緊急性のある案件に限定して再開する」、「対応について組織的判断が行える状態とする」等の「目標レベル」を設定した上で、非常事態発生時からの経過時間（1時間、3時間、12時間、1日、3日、1週間及びそれ以降の各時点を基準とする。）に応じて、当該業務が目標レベルに到達していなかった場合に、国民生活、経済活動等社会にどのような影響を与えるおそれがあるのかについて、次表の基準により評価を行う。

なお、評価に当たっては、平常時に発災等したのであればそれほど重大な影響が生じないと考えられる業務又は多少の期間なら先送りすることが可能と考えられる業務であっても、例えば試験実施日直前の試験関係業務のように、特定の状況にある場合は影響度合いが重大なものとなることが想定されるものについては、平常時及び当該特定の状況にあるときに分けて評価を行うものとする。

評価	影響の 重大性	基準時点において目標レベルに到達していないことによる影響の内容
レベルⅠ	軽微	社会的影響はわずかであり、ほとんどの人は全く影響を意識しないか、意識しても許容可能な範囲内であると考ええる。
レベルⅡ	小	若干の社会的影響が生じるが、大部分の人は許容可能な範囲内であると考ええる。
レベルⅢ	中	社会的影響が生じ、社会的批判が一部発生するが、過半の人は許容可能な範囲内であると考ええる。
レベルⅣ	大	相当の社会的影響が生じ、社会的批判が発生する。過半の人が許容可能な範囲外であると考ええる。
レベルⅤ	甚大	甚大な社会的影響が生じ、大規模な社会的批判が発生する。大部分の人が許容可能な範囲外であると考ええる。

デジタル庁の業務全体について、各担当において業務の仕分け（一定のまとまりを有する業務ごとに区分することをいう。）を行い、仕分けされた各業務について業務影響分析を行った結果については、別に取りまとめることとする。

(2) 非常時優先業務等の選定

非常時優先業務等の選定に当たっては、ガイドラインに従い、原則として1週間以内にレベルⅢ以上の影響が生じると考えられる業務を非常時優先業務等として選定することとするが、各業務の固有の事情に応じて、この基準に該当しないものであっても非常時優先業務等に位置付け、また、この基準に該当するものであっても非常時優先業務等から除外することもあるものとする。

さらに、中央省庁職員参集予測調査に基づいて、参集・登庁可能職員の人数を各担当等において算定し、当該人数で対応することができるよう、非常時優先業務等を精査するものとする。

非常時優先業務等の選定結果は、別に取りまとめることとする。

2 業務プロセス分析

(1) 業務プロセス分析の概要

業務プロセス分析は、非常時優先業務等として選定した個々の業務について、実際にどの程度の時間で目標レベルに到達できるのか把握した上で、当該時間を短縮するために必要な対策を検討するために実施するものである。

業務プロセス分析の実施に当たっては、次の作業を行う。”

- ① 個々の非常時優先業務等を対象に、当該業務を実施するために必要なプロセスを把握した上で、必要資源分析（第4章参照）により把握した基礎資源に係る制約その他の条件を踏まえ、各検討対象時点において個々のプロセスについて実施可能か否かについて検証する。その際、通常の方法では実施が困難である又は著しく遅延することが想定される業務プロセスについては、より早く目標レベルに到達できるよう代替的なプロセスの導入についても検討する。
- ② 次に、各非常時優先業務等について、目標レベルに到達できる時間（発災後の経過時間）の見積りを行う。その場合、深刻な被害を受けることを前提に検討することから、望まれる時間内に到達できない業務も当然にあり得ることになる。
- ③ さらに、各非常時優先業務等の個々の業務プロセスについて、当該プロセスを実行する上での制約条件となり得る
 - i 投入が不可欠な資源や前処理業務
 - ii 各種のリスク要因
 - iii 他のグループ等、他省庁その他の外部機関に依存する事項等について、目標レベルまでの到達時間を短縮するために必要な対策について検討する。”

(2) 業務プロセス分析の実施

(1)において選定した個々の非常時優先業務等について、業務プロセス分析を実施した結果については、別に取りまとめることとする。

その際、発災後開始すべき時間ごと（1時間以内、3時間以内、12時間以内、1日以内、3日以内、1週間以内）に業務概要、要する人数を精査し、別に取りまとめる。”

3 関係機関との連携体制の確立

非常時優先業務等を実施する上で依存先となる外部の関係機関との連絡体制や具体的な連絡方法、連携する内容等について、あらかじめ取り決めることとし、非常時優先業務等ごとに別に取りまとめる。